（様式５）

最終更新日：令和３年２月２１日

一般社団法人日本CPサッカー協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。http://jcpfa.jp/public-info/

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 ミッション、ビジョンについては昨年度策定し、現状分析まで終えているが全体の中長期計画の作成には至っていないため、2021年4月までに理事会にて策定します。 ミッション ★短期「社会はひとつのチーム、みんなでパスを回す」2021年4月まで ★長期「CPサッカーが身近にある社会」　　2028年4月まで 短期ビジョン(今後の方向性) ①地域のCPサッカーチームについて　②日本代表CPサッカーチームの強化について ③CPサッカーの普及促進について 【審査基準（2）について】 現在未公開のため、2021年4月までに中長期計画策定後、公開情報として公式HPへ掲載します。 【審査基準（3）について】 ミッション・ビジョン作成時にも、理事が協力して話し合い、策定したため、同様に広く意見を取り入れ、実行していける中長期計画を策定します。	【No.1】経営ビジョン・経営計画ワークショップ(議事録) 【No.2】経営計画シート(分析シート)
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 計画未策定 達成目途：2021年3月末日までに財務の健全性確保に関する計画を策定します。 具体的には、2022年度からの財務会計シュミレーション資料をもとに組織運営に関する財務確保目標・戦略を立て、毎会計年度に見直しを行えるようPDCAサイクルを構築する。なお、現状このシステムが整っていないため、Ver.1として作成するものを上記期日までに行う。Ver.2もしくは、それに準ずるものについては、1年目の運用で効果を確認し、本協会に合ったものにアップデートしていきます。 【審査基準（2）について】 計画未公表　策定後、速やかに公式HPにて公開します。 【審査基準（３）について】 理事会にて本計画を提出する前の段階から、現役員等からの意見を広く取り入れます。	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 現在の外部理事数：1名（割合：17%）現在の女性理事数：1名(割合：17%) 理事を7名に増員を目標とし、外部理事の目標割合を「28.6%」に設定しております。 2023年12月までに外部理事を最低1名増員する。現外部理事の人脈も含め、役員候補者選考委員会と連携しながら広く人材を求めていきます。 【審査基準（2）について】 女性理事の目標割合を「2025年3月までに42.9%」としております。 スポーツ庁の「スポーツ団体における女性役員の育成・マッチング支援」事業において、1/28~女性役員増員のため、求人情報を掲載予定で準備を進めております。 2022年3月末までに1名以上の新女性役員（外部理事含む）増員ができるよう積極的に採用活動を行う予定です。	【No.3】収支予算書
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること		【No.4】役員名簿

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【審査基準（1）について】 現在、当協会は評議員会を置いておりません。	
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 達成目途：2022年3月末　（委員会規程整備およびメンバー招集完了目途） 【審査基準（2）について】 地方登録チームで活動する登録選手人材の中からボランティアを募り、設立を目指します。（その他、適宜必要な知見や経験を持ったプロボノ人材も視野に入れ、開かれた協会運営を目指します。） アスリート委員会委員については、下記を想定して人材確保を進める予定です。 委員長1名：現役アスリートもしくは引退アスリート　　副委員長1名：協会理事等 委員~8名程度：協会事務局員、登録チーム選手/スタッフ等の日々の活動に関係している者 ※人数構成に関しては、1年運営してみて本協会に適切な人数に調整をする予定です 【審査基準（3）について】 毎回のアスリート委員会議事録を事務局へ提出し、理事会への報告を徹底します。	
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準（1）について】 達成目途：2022年3月末 当協会は役員5名(監事含む6名)で、登録チーム全7チーム、約340名の登録(2019年度末集計)のため、小規模法人です。理事会の規模は5名で適正と考えておりますが、他に仕事があり多忙のために理事会に出席できない方もいるため、外部理事や女性理事の充実にて現状よりさらに実効性を高めていきます。	【No.4】役員名簿

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準（1）について】 2021年5月の決算理事会時には規程を整備予定でおりま	
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準（1）について】 法人化以降の在任年数ということですので、現在当協会には該当理事はおりませんが、2021年5月の決算理事会時には規程を整備予定でおります。	【No.4】役員名簿
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 該当なし	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準（1）について】 遵守目途：2022年3月末 「役員候補者選考委員会規程」が理事会にて承認され、会を構成する有識者候補の検討に入っております。	【No.5】役員候補者選考委員会規程
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準（1）について】 当協会のウェブサイトにて「倫理規程」「行動規範」「社員規程」を公開しております。	【No.6】倫理規程 【No.7】行動規範 【No.8】社員規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 「社員規程」　「定款」　「経理規程」　「事務局規程」が整備済、運用中です。	【No.8】社員規程 【No.9】定款 【No.10】経理規程 【No.11】事務局規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 「文書取扱規程」が整備済です。 現在整備の出来ていない、個人情報保護に関する規程、リスク管理規程、不祥事対応規程、苦情処理規程等は小規模な協会運営でも必要と思われるため、引き続き整備を検討したいと思います。 整備すべき規程等の検討目途：2021年8月まで　整備完了目途：2023年8月	【No.12】文書取扱規程
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 遵守目途：2022年3月末 現在「役員の報酬に関する規程」は整備されていないため、上記遵守目途までに新規作成・運用に努めます。	
	［原則3］組織運営等に必要な規程を	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること	【審査基準（1）について】 当協会のウェブサイトにて「基金取扱規程」を公開しております。	【No.13】基金取扱規程

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	整備すべきである。	④法人の財産に関する規程を整備しているか	同時に寄附の受入れに関する規程は必要と思われるため、税理士と相談の上、2022年3月末までに作成予定です。	
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 寄附の受入れに関する規程は必要と考えておりますので、税理士と相談の上、2022年3月末までに作成予定です。	
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準（1）について】 遵守目途：2022年3月末「強化指定選手選考規程」へ選手の権利保護の観点の追記等の改訂を行います。 【審査基準（2）について】 遵守目途：2022年3月末　選手の権利保護に関する規程について、未策定であります。段階的に進めていき、第一段階として選手（特に日本代表/強化指定選手）の肖像権などについての規程を作成予定です。 【審査基準（3）について】 公平な規程・基準策定のため選手選考に関係しない第3者による策定を行います。	【No.14】強化指定選手選考規程
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準（1）について】 現在、審判員を要する機会(全日本選手権等)は開催地のサッカー協会へ審判員の派遣を依頼しているため、本審査項目は適応されません。	【No.15】審判派遣依頼書
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準（1）について】 遵守目途：2025年3月末　当協会のように小規模であれば独自の制度を作ることは非常に困難であります。そのため、本協会は、日本障がい者サッカー連盟（以下JIFF）にも加盟しており、同規模の協会があるためJIFFの協力を得られるか相談、もしくは他団体や支援団体にて共通でお引き受け頂いただける専門家を探し、依頼したいと考えます。 【審査基準（2）について】 現役職員において、法的知識を有している人物は監事のみとなるため役員のコンプライアンス研修実施時（年 1 回以上実施予定）などに併せて勉強する機会を作ります。	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準（1）について】 達成目途：2022年3月末　（委員会規程整備およびメンバー招集完了目途） コンプライアンス委員会について、現在は未設置。 【審査基準（2）について】 コンプライアンス委員会設置時に明確な規定を策定します。 【審査基準（3）について】 遵守目途：2022年3月末　地方登録チームで活動する登録選手人材の中からボランティアを募り、設立を目指します。 （その他、適宜必要な知見や経験を持ったプロボノ人材も視野に入れ、開かれた協会運営を目指します。） 選考の際には男女比を意識し、人材配置を行います。	
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準（1）について】 達成目途：2022年3月末 スポーツ庁の「スポーツ団体における女性役員の育成・マッチング支援」事業において募集する人材に専門知識を持った方を同時に募集することを予定しています。 少なくとも年1回以上の委員会開催することを必須とします。	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画 現在計画の策定まで到達していないため、2021年1月には計画・日程調整・3月末までに実施をし、2020年度内に研修を完了させます。 また、本件については今後も計画的に継続していく必要のある事項であると思われるため今回実施したらよいというものにならないよう2021年度からも年1回以上の研修会実施計画を2021年3月中に立てます。	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画 現在実施の計画を策定できていないため、2021年5月までに2021年度実施計画を策定し、オンラインでの実施、強化合宿などの機会を利用して最低年1回以上の実施などを条件に強化部と共に作成します。	
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 当協会では現在審判員の養成は行っておらず、試合や大会の際には外部団体に協力・派遣を依頼しているため本審査項目は適応されません。	
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準（1）について】 現在、パラリンピックサポートセンターの助成金を財源として税理士、社会保険労務士、会計事務所からのサポートを受けられておりますが、2021年3月末(現在未確定であり予定)助成金終了後のサポート体制規模の縮小について、各専門家と協議を開始しているところです。 【審査基準（2）について】 2021年度以降の専門家からの日常的なサポート体制については、協議中でありますが、体制構築目途として、2021年3月末までに法律・税務・会計等の体制を構築する。	【No.16】シュミレーション資料 【No.17】会計事務所契約書

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準（1）について】 現在、会計事務所の定期的な指導を受けながら適正適法に会計処理を行っております。 【審査基準（2）について】 当法人監事の高橋氏は、当法人の役員登記手続きの際に、2018年度よりガバナンス事業に携わっていただいている、らしく（株）堀氏よりご紹介いただいた。高橋氏には迅速かつ的確に役員登記手続きへご対応くださった。前監事の退任のタイミングも重なり、専門知識を持つ人材に協会運営へ関わっていただく事へ取組を開始していたため、格識見ともにふさわしい高橋氏を新監事として迎え入れることは、当法人にとって間違いなく有益であると役員間でも承認が得られ、本協会の監事を務めていただくこととなった。 【審査基準（3）について】 これまでどおり、監査報告書の作成にご協力いただくよういたします。	【No.17】会計事務所契約書 【No.18】監事名簿 【No.19】監査報告書
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準（1）について】 JPCのご担当者と相談および協議をして、適正適法に対応させていただいております。	【No.20】令和元年度日本スポーツ振興センター　競技力向上事業報告書/収支簿

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準（1）について】 当協会のウェブサイトにて公開を行っております。	【No.21】令和1年度財務諸表 【HP参照】平成30年度財務諸表 【HP参照】平成29年度財務諸表

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準（1）について】 当協会のウェブサイト上で「強化指定選手選考規程」を公開しております。	【No.22】強化指定選手選考規程
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準（1）について】 本適合性審査の受審結果について、審査終了後の2021年5月(完了時期によっては6月上旬)に当協会のウェブサイト上での公開を予定しております。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準（1）について】 重要な契約については、必ず理事会もしくは決議省略の理事会において独断的な決定を行わないよう、相互に確認を行い決定をしています。 【審査基準（2）について】 遵守目途：2021年3月末～2022年3月末 利益相反取引については、6/25に開催した理事会において本協会監事の高橋司法書士の同席のもと説明を行いました。使用した資料については、インターネットで公開されている資料を使用しました。利益相反ポリシーの策定に進みます。 https://best-legal.jp/conflict-of-interest-trading-12387	
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準（1）について】 遵守目途：2020年3月～2021年3月末まで 6/25回の理事会にて使用した資料をもとに事務局にて利益相反ポリシーを作成し、本協会監事の高橋氏へ確認依頼をし、その後理事会にて承認を得る流れで進めます。 作成後は、公式HPの公開情報にて公開し、いつでもだれでも確認が取れるように工夫します。	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準（1）について】 当協会のような小規模法人にとっては設置まで時間がかかり、また費用負担の懸念も考えられますので、同じ種目のNFで協力して共通の制度として構築できないか検討していきたいと思います。まずは、統括団体の相談窓口やJSCの第三者相談・調査制度相談窓口の利用の案内を理事会にて検討していきます。(遵守目途：2022年3月末) 【審査基準（2）について】 現状通報窓口未設定のため、独自もしくは他団体との共通窓口設定後守秘義務を課すよう書面もしくは規程等に記載するよう留意します。(遵守目途：2024年3月末) 【審査基準（3）について】 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについての規定を設け、情報管理の徹底についても、独自もしくは他団体との共通窓口設定後に策定します。(遵守目途：2024年3月末) 【審査基準（4）について】 相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止することを規程もしくは書面に記載するよう留意します。(遵守目途：2024年3月末) 【審査基準（5）について】 NF職員への意識徹底についても、最低年1回確認する機会を設けていきます。	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準（1）について】 遵守目途：2025年3月末 当協会のように小規模であれば独自の制度を作ることは非常に困難であります。 そのため、本協会は、日本障がい者サッカー連盟（以下JIFF）にも加盟しており、同規模の協会があるためJIFFの協力を得られるか相談、もしくは他団体や支援団体にて共通でお引き受け頂いただける専門家を探し、依頼します。	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	【審査基準（1）について】 当協会のように小規模であれば独自の制度を作ることは非常に困難であるため、日本障がい者サッカー連盟（以下JIFF）に所属する同規模の協会があるためJIFFの協力を得られるか相談していきたいと思っております。また、サッカー競技において共通でお引き受けいただける方がいないか、相談したいと思います。 【審査基準（2）について】 本基準についても、日本障がい者サッカー連盟（以下JIFF）に所属する同規模の協会があるためJIFFの協力を得られるか相談していきたいと思っております。また、サッカー競技において共通でお引き受けいただける方がいないか、相談したいと思います。 【審査基準（3）について】 本基準についても、日本障がい者サッカー連盟（以下JIFF）に所属する同規模の協会があるためJIFFの協力を得られるか相談していきたいと思っております。また、サッカー競技において共通でお引き受けいただける方がいないか、相談したいと思います。 【審査基準（4）について】 本基準についても、日本障がい者サッカー連盟（以下JIFF）に所属する同規模の協会があるためJIFFの協力を得られるか相談していきたいと思っております。また、サッカー競技において共通でお引き受けいただける方がいないか、相談したいと思います。 遵守目途：2022年3月末	
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準（1）について】 当協会のように小規模であれば独自の制度を作ることは非常に困難であります。 そのため、本協会は、日本障がい者サッカー連盟（以下JIFF）にも加盟しており、同規模の協会があるためJIFFの協力を得られるか相談していきたいと思っております。 遵守目途：2022年3月末	
	［原則11］選手、指導者等との間の	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本ス	【審査基準（1）について】 当協会のウェブサイトにて「不服申立規定」を公開しております。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	ポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度以上の制限は設けておらず、自動応諾しています。 【審査基準（2）について】 代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象としております。 【審査基準（3）について】 設けておりません。	
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準（1）について】 現状、独自の懲罰制度を構築することが難しいため、JIFF とその加盟団体と協力して制度を構築した際にはスポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知する制度を設ける予定であります。 遵守目途：2022年3月末	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準（1）について】 現在、当協会では未作成ですが、協会内の業務改善プロジェクトにて協議検討して原案を作成し、弁護士の監修を受けて、2021年5月の決算理事会時には策定します。 【審査基準（2）について】 2021年5月の決算理事会時には策定 【審査基準（3）について】 原案作成時に不祥事対応の一連の流れを含むよう留意します。 【審査基準（4）について】 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する際、独立性のある外部有識者（弁護士，公認会計士，学識経験者等）を中心に構成する事が求められているため、必要時に同委員会の委員になっていただける方を探します。 委員の選定遵守目途：2022年3月末	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 当協会におきましては、過去4年以内に不祥事が発生していないため、本審査項目は適用されないと考えます。	
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 当協会におきましては、過去4年以内に不祥事が発生していないため、本審査項目は適用されないと考えます。	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準（1）について】 ・加盟規程の整備等につきましては、（代表）「選手等登録に関する規程」を当協会のウェブサイト上にて公開しております。 【審査基準（2）について】 地方組織への組織運営および業務執行についての指導などの方針は特に定めておりませんが、今後地方組織へのヒアリングを含め実施の検討を行います。遵守目途：2022年3月 【審査基準（3）について】 地方組織への組織運営および業務執行についての指導などの方針を遵守でき次第、コンプライアンス委員会を通して「地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援」に取り組んでまいります。	【No.24】選手等登録に関する規程 【No.25】地方組織との関係図
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準（1）について】 2021年6月以降に、現在当協会に会員登録しているチームおよび個人からボランティア人材を募り、協会内に各種の委員会を作る予定でおります。その一つとしてコンプライアンス委員会を設置するとともに、有識者によるオンラインでの研修実施を考えております。 2019年度は、2018年に引き続き理事を講師としての研修会を予定していましたが、コロナ禍で中止となりました。 遵守目途：2022年3月	【No.26】コンプライアンス研修資料